

ケアハウス 1 番館（軽費老人ホーム）重要事項説明書
（指定特定施設入居者生活介護事業・介護予防特定施設入居者生活介護事業）

指定特定施設入居者生活介護の提供に当たり、運営規程の概要や提供されるサービスの内容等の重要事項について次のとおり説明します。

1 事業者概要

事業者の名称	社会福祉法人ケア 2 1
代表者の氏名	理事長 吉良 正雄
法人所在地	高山市新宮町 1 0 5 4 番地 3
電話番号	0 5 7 7 - 3 6 - 0 0 2 1
ホームページ	https://www.care21.or.jp

2 事業所の概要

事業所名称	ケアハウス 1 番館
施設の類型	軽費老人ホーム（ケアハウス）
事業所番号	2 1 7 2 7 0 0 5 7 3
事業所所在地	高山市新宮町 1 0 5 4 番地 3
管理者の氏名	施設長（管理者） 寺境 信弘
電話番号	0 5 7 7 - 3 6 - 0 0 2 1
F A X 番号	0 5 7 7 - 3 6 - 1 1 2 1
メールアドレス	care21@poppy.ocn.ne.jp

3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定施設入居者生活介護等を提供することを目的とする。
運営の方針	特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

4 職員体制

職種	員数
管理者	1 人
生活相談員	1 人以上
看護職員	2 人以上
介護職員及び看護職員	1 7 人以上
栄養士	1 人
機能訓練指導員	1 人以上
計画作成担当者	1 人

5 利用定員、居室数及び入退居時間

- (1) 利用定員 5 0 名とします。
- (2) 居室数 個室 4 6 室 2 人部屋 2 室です。

6 サービスの内容及び利用料 別紙サービス内容説明書のとおりとします。

7 施設の利用に当たっての留意事項

健康状態等の連絡	ご自身の体調について事前にご連絡ください。
来訪及び面会	面会はそのつど職員に届出を行って下さい。 面会時間、面会場所等の指示に従ってください。
外泊・外出	外泊・外出の際は、所定の届出を行って下さい。
破損等が生じた場合	居室や設備の本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただきます。
迷惑行為等	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教・政治・営業活動	宗教活動、政治活動、営業活動、暴力・暴言等をご遠慮願います。
酒類、危険物、ペット類	持ち込みはお断りします。
所持品の管理	自己管理を原則とします。 必要以上の金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
ハラスメント	職員に対してハラスメントをされないようお願いします。

8 医療連携

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	岐阜県厚生連久美愛厚生病院	さもりファミリークリニック
電話番号	0577-32-1115	0577-36-6711

(2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	いしうら歯科医院
電話番号	0577-34-4658

9 緊急時の対応

- (1) サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の家族や主治医又は協力医療機関等への連絡を行うとともに、連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- (2) 夜間は、介護職員と待機する看護職員との連携により適切な看護体制を確保します。
- (3) 夜間急変時対応方法は、別紙のとおりとします。

10 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) サービス提供中に、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族、主治医、県、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故防止検討委員会を設置し、定期的を開催します。

11 非常災害対策

- (1) 非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者及び災害等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。
- (3) 緊急時指定避難場所

施設名	住所	地震	土石流	急傾斜	洪水
新宮小学校	新宮町2635-2	○	○	○	○
県立木工芸術スクール	匠ヶ丘町1-123		○	○	○
崇教真光第2神殿	山田町1515-1	○	○	○	○
高山西高校	下林町353	○	○	○	

1.2 衛生管理等

事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じます。

1.3 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1.4 秘密保持

事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とします。

ただし、サービス担当者会議等の介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度の情報を、県、市町村、その他の関係機関等に提供することがあります。

1.5 苦情受付窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情、相談がございましたら、下記までご相談ください。責任をもって調査、改善等の対応をさせていただきます。

社会福祉法人ケア21	受付時間：午前8時30分から午後5時30分 (月曜日から土曜日) ご相談方法：電話 0577-36-0021 FAX 0577-36-1121 メールアドレス care21@poppy.ocn.ne.jp 苦情受付担当者：生活相談員 幅下直子・坂腰広幸 岡田さゆり 苦情解決責任者：施設長 寺境信弘 第三者委員：野崎加世子 電話 090-4790-9054 藤田敏幸 電話 0577-34-4753
高山市役所高年介護課	電話 0577-35-3178
岐阜県国民健康保険団体 連合会介護保険課苦情相 談係	電話 058-275-9826

1.6 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。
- (2) 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録をするものとします。

1.7 記録の保存と閲覧

- (1) サービス提供の記録は、これを完結した日から5年間保存します。
- (2) 記録の閲覧及び実費での写しの交付は利用者本人及び家族に限り可能です。

1.8 家族等への連絡

希望があった場合は、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等にも行います。

19 損害賠償

- (1) 当事業所の責任の場合、事業所は利用者に対して誠意を持って対処するものとします。
- (2) 利用者の責任によって当事業所が損害を被った場合、利用者及び家族は連帯して事業所に対してその損害を賠償するものとします。
- (3) 損害保険には加入済みです。利用者及び家族から問い合わせのあった場合は、その保険内容について情報を開示します。

20 その他運営に関する重要事項

- (1) 職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。
- (2) 利用者及び家族による優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為（ハラスメント）により職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所	住所	高山市新宮町1054番地3
	事業所名	ケアハウス1番館
	説明者氏名	印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

《夜間急変時対応マニュアル》



